

公の施設に係る使用料等の見直しに伴う公民館使用料の改定のお知らせ

公の施設に係る使用料等の見直しに伴い、令和4年4月1日から使用料が変わります。条例に定める改定後の使用料は、下表のとおりです。

問い合わせ先：生涯学習課 ☎0598-53-4396

松阪市公民館 施設使用料

<改正前>

その1 松阪市松阪公民館

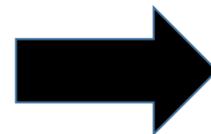
使用区分	使用時間	料金（単位：円）		摘要
		各室共	大会議室	
午前	午前8時30分から 正午まで	880	1,760	① 冷暖房使用の場合は、午前、午後、夜間を単位として各々大会議室については冷房2,200円、暖房2,640円その他の各室については冷房1,100円、暖房1,320円を徴収する。 ② 倉庫使用の場合は、1か月を単位として1㎡につき490円を徴収する。
午後	午後1時から 午後5時まで	1,100	2,200	
昼間	午前8時30分から 午後5時まで	1,870	3,740	
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,100	2,200	
午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	2,090	4,180	
昼夜	午前8時30分から 午後9時まで	2,970	5,940	

その2 その他公民館（他の条例等で定めのある公民館は除く。）

使用区分	使用時間	料金（単位：円）			
		会場		冷暖房	
		大会議室 調理室	小会議室 和室	大会議室	小会議室 和室
午前	午前8時30分から 正午まで	880	550	880	550
午後	午後1時から 午後5時まで	880	550	880	550
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,100	770	880	550

その3 その他施設

(単位：円)			
中郷公民館	グラウンド	照明使用料	1時間当たり220
中郷公民館	体育館	照明使用料	1時間当たり220
嬉野宇気郷公民館 陶芸室 (窯含む)	午前	午前8時30分から 正午まで	1,100
	午後	午後1時から 午後5時まで	1,100
	夜間	午後6時から 午後9時まで	1,650
	ガス使用料は、実費負担とする。		



<改正後>

その1 松阪市松阪公民館

使用区分	使用時間	使用料		摘要
		会場		
		各室共	ホール	
午前	午前9時から 正午まで	1,870円	4,020円	倉庫を使用する場合は、月額490円（1㎡当たり）を徴収する。
午後	午後1時から 午後5時まで	2,180円	5,050円	
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,870円	4,020円	

その2 その他公民館（他の条例等で定めのある公民館は除く。）

使用区分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午前	午前8時30分から 正午まで	2,560円	1,120円	1,210円	1,530円
午後	午後1時から 午後5時まで	2,640円	1,280円	1,380円	1,650円
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,200円	960円	1,040円	1,310円

その3 その他施設

使用区分	使用時間	使用料				嬉野宇気郷公民館 陶芸室
		グラウンド		体育館		
		中郷公民館	嬉野宇気郷公民館	中郷公民館	嬉野宇気郷公民館	
午前	午前8時30分から 正午まで	1,320円		1,230円		820円
午後	午後1時から 午後5時まで	1,320円		1,350円		820円
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,640円	-	1,320円		1,230円

ガス使用料は実費負担とする。